

# 弁護士の専門性を活かした 事例の報告

# 事例 1 親族間紛争と法的課題のあった事例

## 【概要】

- 高齢の本人（女性、85歳、要介護2、認知症中程度）は自宅でひとり暮らしをしているが、近所に住み本人の世話をしている長女（姉）と隣県に住む長男（弟）とが、本人の財産管理や介護のあり方などを巡って日頃から対立。
- 長男（弟）が、長女が自分の近くに母をおいて財産を取り込もうとしているとして、本人につき後見開始を申立て。裁判所は親族間紛争があるため、弁護士を後見人に選任。選任当時、本人所有の自宅兼アパートのローンの返済が滞っていた。子らの主張がしばしば対立、後見人の判断が自分の意に沿わないと、激しい苦情や非協力につながる傾向あり。
- 弁護士後見人が、親族間紛争の中、本人の置かれた状況を本人の意思・利益や法的視点から的確に整理し、法的課題を解決したり、親族調整を図ったりしながら、本人のためによりよい生活支援を目指して活動した事例。

# 生活歴から後見人選任までの経緯

- 本人は介護サービスを利用しながら自宅で一人暮らし。夫は5年前に亡くなった。近くに長女（娘）が住んでおり必要な世話もしてきた。収入は遺族年金とアパート家賃収入。
- 認知症が進んでからは、通帳をよく紛失したので、本人の預貯金は、近くに住む長女（姉）が事実上管理していたが、近時、残高が少なくなっている。本人には、亡夫から相続した自宅兼アパートがあるが、アパート収入が不安定で、ローンの支払いが滞り、銀行から督促を受け、このままでは不動産競売の可能性もあると示唆される。
- 長女と長男とは日頃から、本人（母）の財産管理や介護のあり方、生活場所をめぐる対立。

（長女によれば）

「毎日のように母の様子をうかがい、ケアマネジャーとも相談していたが、『父が建てた自宅ですっと暮らしたい』と母は言うので、お金がかかってもこのまま在宅生活を続けたい。ローンの滞納は、家賃収入が少ないのが原因で、使い込んだりしていない。弟は母の気持ちを考えていない。考えているのは、アパートの処分のことだけ」とのこと。

（長男によれば）

「母は介護施設に入所するのが安心で、在宅では危ない。姉は自分のために母の財産を管理して一部自分のために使い込んでいるに違いない。通帳を見せるようにいっても見せない。アパートが競売に出されては損をするので、任意売却でなるべく高く売るべき。売って手元に残ったお金で、母の生活費を賄えばいい」とのこと。

- 結局、姉弟間で折り合いがつかず相互不信が募り、長男が一方的に成年後見審判を申し立て、自身が後見人になることを希望した。家庭裁判所は、後見相当と判断したが、親族間紛争があるため、弁護士を後見人に選任した。

# 生活が安定するまでの間、後見人等が行った主なこと

時期	内容	
○年4月5日	審判確定・記録謄写	○
○年4月10日	本人宅で本人、長女と面談。長女から通帳、契約書等の引渡しを受ける。本人の生活状況やサービス利用状況、今後の生活に関する意向などを伺う。	○
○年4月20日	長男と後見人事務所で面談、事情聴取。その後も、長男から自己の主張に沿う活動をするよう電話やメールでしばしば要求される。	
○年4月30日	ケアマネジャーと面談協議し、本人の状況と今後の在宅生活の可能性を確認。	○
○年5月10日 ～6月30日	金融機関5つ、介護保険、後期高齢医療、年金事務所等への届出をする	○
○年5月15日	アパートの管理会社からの事情聴取、ローン貸付銀行との交渉等を通じて、ローンが滞っているのは、アパートの長期滞納者や空き室率の高さに原因ありと分析。	
○年5月30日	本人宅で本人と長女と3度目の面談。 介護サービスの利用により在宅生活継続の可能性をお伝えし、本人の意向を再確認する。本人の意思及び本人の状態評価と支援可能性に鑑み、後見人として、できるだけ在宅生活継続の方向で進めることとした。	○
同日	一方、長女との面談で長女の過去の財産流用の有無の調査しようとしたが、長女から強い反発で難航し、事情聴取ができなかった。	
○年6月15日	ローン返済の件で、銀行と2度目の面談交渉。銀行より「滞納は認知症の影響もあることを理解しており、弁護士後見人が就いて、滞納分の支払いと今後の支払いを確保できるなら、当初のローン契約の条件のままでいい」との柔軟な対応約束を取り付けた。	

時期	内容	
○年7月10日	管理会社とのやり取りを通じて、長期滞納者の放置と空き室率の高さの原因が管理会社の不熱心さ、不親切さにあると判断し、新しい熱心な業者に交代した。	
○年7月から10月	長男からはその後も後見人の対応(本人の在宅継続や長女の流用調査)について電話やメールで頻繁に苦情、問い合わせを受けたが、「調査中であるため待っていただきたい」とその都度伝えた。	
○年8月10日	6月からアパート賃料の長期滞納者に何度も督促・交渉をしていたが、最終的に分割払いでの滞納分の支払いを許容する代わりに、1か月後に明け渡すことで合意し、示談書を取り交わした。1か月後、後見人立会いの下、明渡しが完了した。	
○年10月25日	長女に対して、本人の過去の預金口座履歴等を示しながら、時間をかけて長女管理時の預金の使途の説明を求めてきたが、ようやく長女の協力を得られることとなり、一定の裏付資料とともに本格的な説明を受けた。その結果、基本的に使途に問題がなかったことが判明した。	
○年11月	業者交代により空き室率が低下、さらに明渡しを受けたアパートの部屋にも新規入居があり、目に見えて資金繰りが改善してきた。ローン返済のための手元預金の取崩しは必要なくなり、余裕をもってローンの返済ができるようになった。	
○年11月30日	長男との面談。 これまでの検討結果を踏まえ、長男に対し、調査の結果、長女の過去の財産管理に基本的に問題がなかったことを報告する。また、本人の意思と客観的状況からも在宅継続が相当で施設入所が時期尚早である事情を説明した。長男から反発を受けるも、情報量の点で後見人が優位に立ち、長男が知らなかった情報も提供できたため、以後、この件に関する長男からの苦情や問い合わせは減少した。	
×年3月10日	税理士に依頼して前年度の確定申告をした。 アパート経営は軌道に乗り、ローンの返済を心配することは全くなり、本人の生活にも余裕が出てきた。	○

時期	内容	
×年10月まで	その後も長女と長男との不仲を背景に、 <b>本人の生活上の支出、入所の要否等を巡って紛議は絶えなかったが</b> 、後見人は、定期的に本人の在宅での生活状況やケアマネジャーからの情報を把握し、本人の意思確認もしながら、本人のための後見事務を遂行してきた。 <b>子らにも、本人の立場で根拠をもって必要な説明を行った。</b>	
×年11月10日	11月初め、本人が突然脳梗塞で倒れ、病院に入院した。入院手続を行うとともに、長女とともに医師からの病状説明を受けた。	○
×年12月下旬	治療は無事終わったが、後遺症で本人の意思表示がほとんど難しい状態となり、身体的にも低下した(その後、要介護5と認定)。長女、MSW、ケアマネジャー等と協議の結果、一旦、介護老人保健施設(老健)に移り、今後は自宅での生活は難しいとのことで、施設を探すことになった。	○
前同	本人の意思確認は難しい状況であったが、預金に十分な余裕がない中、長女らとも協議し、本件不動産を売却して本人の将来の生活の原資を確保するのが本人の利益に合致すると判断し、売却することとした。	○
△年2月1日	土地が広く、将来の分筆可能性もあったため、 <b>不動産の価値を上げるべく土地家屋調査士に依頼して近隣との境界確認作業を行い、4月末までに終了した。</b>	
△年5月～6月	<b>最も高額に売却できる方法を検討、入札方式での売却を採用して適正に本件不動産を売却することとした。後日契約不適合責任などの損害賠償責任を負うことのない契約とし、裁判所より居住用不動産の売却許可を得て、6月末契約締結した。好条件で売却できたため、決済時にローン残額を完済して手元に約2500万円残った。</b>	○
△年9月20日	手許資金を確保できたため、予約待ちしていた特養はキャンセルし、頭金のない自宅近くの有料老人ホームに入居契約をし、長女にも定期的に面会していただき、その後も安定した生活を送っている。	○

# 事例 2 高齢者虐待への対応事案

## 【概要】

- 高齢（80代）の認知症のある本人（女性、要介護4、認知症自立度Ⅲ）が、同居の娘（60代）による虐待（身体、ネグレクト、経済）を受けているとケアマネジャーから通報があり、A市が高齢者虐待を認定した対応したケース。
- 本人を「やむをえない事由による措置」で特別養護老人ホームに入所して分離をはかり、娘との面会制限をかけて、本人の安全を確保するとともに、市長申立により、成年後見開始審判を申立てた。
- 弁護士後見人が選任され、市の虐待対応担当者や地域包括Cと協議・連携した対応を行い、年金の収入の確保とともに、本人の安定した生活場所の確保、滞納した利用料の返済、娘からの様々なクレームへの対応などにあたった事案。

# 生活歴から後見人等選任までの経緯

1. 娘が、本人の年金を担保に入れ、娘が自営する店の運転資金や自己の生活費に流用。本人のデイサービスやヘルパー等の利用料を長期滞納。
2. 娘は、本人が認知症であることを認めず、治るはずと主張してサプリメントを過剰投与、脳トレーニング実施。歩けるはずだと主張して過度なリハビリを実施してADLが悪化。介護サービス事業者と、介護方法等をめぐって度々トラブル。ケアマネジャーから虐待の通報。
3. A市は、高齢者虐待防止法にもとづき、身体的虐待、介護放棄（ネグレクト）、経済的虐待を認定。娘と緊急に分離する必要があると判断し、「やむを得ない事由による措置」により、特別養護老人ホームに入所措置し、面会制限を実施。金融機関に情報提供し、本人の預金口座がストップ。
4. 娘が、A市や地域包括支援センターに「居場所を教えろ」「本人を自宅に戻せ」「人権侵害」「誘拐」などと執拗なクレーム。
5. A市は、本人の安全確保のためには、娘と一緒に在宅生活を送ることは困難、本人の年金は本人のために使うようにし、本人のキーパーソンが必要と考え、A市長申立による成年後見開始審判の申立て。
6. 虐待事案で、養護者である長女の対応も予想されることから、弁護士後見人が選任された。

# 生活が安定するまでの間、後見人等が行ったこと

時期	内容	
審判 <b>確定前</b>	A市、地域包括支援センター等とケース会議を行い、 <b>経過概要の確認</b> を行う。	
○年5月10日	審判確定。 <b>娘の方から連絡あり。A市や関係者に対するクレームを一方向的に話す、本人を早く自宅に戻すよう要望あり。</b>	
○年5月13日	本人と面談(意思確認はできず)、A市、入所施設から本人の状況確認、今後の方針協議。本人の安全のため、当面は、施設入所と面会制限を継続する方針とした。なお、娘とA市の対立は深刻。 <b>面会制限を継続するため、入所契約に移行せず、「やむをえない事由による措置」を継続する。</b>	
○年5月14日	<b>娘と後見人事務所で面談。</b> 本人の現状について情報共有。娘は、本人を施設から退去して在宅介護希望。それまでは自由な面会を希望。虐待については否定、流用した金銭の返還を求めるが拒否。A市の対応に対するクレーム。これまでの娘の本人に対する対応を是正するように要望したが、回答を得られず。保管する本人の通帳の引き渡しも拒否される。	
○年5月18日	審判確定証明で年金事務所に後見人の届出をし、6月以降の老齢年金の振り込み口座を別口座に設定する。来年2月まで年金担保融資の返済あること確認。	○
○年5月25日	<b>娘との面談の状況をA市の担当者や地域包括、ケアマネジャー等とケース会議で共有し、在宅での介護は困難であることを確認する。</b>	
○年6月5日	娘が通帳管理する銀行に後見人の届出をし、通帳の再発行を行い、 <b>過去の出入金履歴を取り寄せる。</b>	○

時期	内容	
○年6月10日	娘と面談し、改めて在宅介護は難しいことを説明。面会できるようなるため本人に対する対応を改めることを提案するも、娘は激昂し、対応に数時間を要する。過去の使途不明金についての事情聴取はできず。	
○年6月11日 ～	以降毎日のように、娘からクレームの電話が入る。後見人の法律事務所では対応マニュアルを作成し弁護士不在の時に危険が及ばないように対応体制をしく。	
○年6月20日	老齢年金が入金されたため、滞納していたサービス利用料を分割で支払う旨を各事業者に要請し、了解を得る。	○
○年7月1日	娘から情報提供があったとのことでマスコミから取材要請、断る。その後も弁護士会や警察等に苦情が入り、問い合わせの対応におわれる。	
○年7月10日	本人が施設で誤嚥性肺炎となり入院。医療の説明・同意のこともあり、娘に報告すると、後見人、A市を非難する執拗なクレームが入る。	
○年7月31日	医師からの病状説明のため、病院で娘と本人の面会の機会を設けた。娘は、本人に対する対応について病院や医師にも執拗なクレームを述べる。	○
○年8月12日	退院後の生活について、病院(MSW)、A市、本人、後見人、施設と協議、退院して施設に戻る。	○
○年8月15日	娘から委任を受けた弁護士からA市及び後見人の対応が違法であるとして、直ちに自由に面会させるよう内容証明郵便が届く。	
○年8月29日	A市の担当者と協議を行い、弁護士の立会い、面会ルールを守ることを条件に、A市役所内で娘との面会の機会を試行する。しかし面会ルール守られず、面会を途中で中止する。	
○年10月5日	A市と後見人は、再度、今後の対応方針について協議。施設入所は継続するが、娘の対応次第では、面会制限緩和を検討する方針となる。	

時期	内容	
○年10月20日	娘とA市担当者が面談し、面会ルールについて説明と協議。娘からは、前回の試行時の行動を反省し、面会ルールを守りたいとの発言がある。	
○年11月15日	後見人、A市担当者と娘との間で、面会ルールや娘が流用したお金の返還を提案し、娘も了解した。流用金は分割払いで返還することの合意書を作成した。	
○年11月30日	娘に施設の場所を教え、後見人とA市担当者立会の下、面会の機会を設ける。	
○年12月25日	娘の面会制限が条件つきで緩和される。分割払いの最初の返済あり。	
△年2月28日	娘による施設に対するクレームはあるものの、ルール遵守条件に自由に面会が可能になる。分割払いの3回目の返済あり。	
△年3月10日	後見人とA市担当者、地域包括、施設担当者がケース会議を行い、この3ヶ月間の状況を踏まえ、4月から年金全額入金になることも受けて、措置を3月で解除し、施設と入所契約締結をすることとする。	
△年4月20日	年金が満額入るようになったため、サービス利用料滞納分を全額返済し、施設の利用料も支払えるようになる。	○
現在	引き続き、娘からは様々なクレームを受けつつも、本人は施設で安定した生活が可能となり、娘の面会も継続している。本人も娘の面会時には、表情も和らぎ、笑い声も出るようになった。	○

# 弁護士の特門性をいかした後見事案の例

- 法的課題があり交渉や訴訟対応(調停、審判などを含む)が必要な事案
- 財産管理や身上保護を巡って親族間の対立があり中立的な立場で調整を求められる事案
- 虐待や消費者被害などの権利侵害があり、本人の救済・支援や早急な環境調整が求められる事案
- 現に刑事事件が絡むような事案
- 法人の経営や事業承継等に関係する事案
- 身寄りがなく、亡くなった後も含めて相当の調査や事務が予想される事案
- 財産が不明で積極的な調査が必要な事案
- 保有財産が高額・複雑な事案
- 不動産など高価品の処分等が想定される事案
- 後見人不祥事の後任として調査・被害回復・法的手段等を行う事案
- 後見監督業務